

埼玉野菜プレミアム産地づくり事業実施要領

平成31年3月26日決裁

令和3年3月26日一部改正

令和4年3月28日一部改正

第1 目的

本県は、大消費地である首都圏の中央にある産地という「地の利」を活かした農業生産が行われており、野菜の産出額は831億円（令和2年産）と全国第8位を誇り、本県農業産出額の約5割を占める全国でも有数の野菜産地である。

一方、販売目的で露地野菜経営を行う農業経営体のうち、作付規模0.5ha未満の小規模生産者が担う作付面積割合が周辺県と比べて高い。小規模生産者は大規模生産者と比較して高齢化が特に進行しており、10年先を見据えると、離農による作付・生産の減少が見込まれる。

そこで、プレミアム産地基本構想に基づき、大規模な露地野菜経営を目指す農業法人等に対して、機械化一貫体系等の導入に必要な機械・施設の整備を支援することにより、農地の集約化による規模拡大を促し、露地野菜産地の構造改革を進める。

第2 事業内容

事業実施主体、対象品目、採択要件、成果目標及び補助対象等については別表に定めるとおりとする。

第3 事業の目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

第4 事業の実施等の手続

1 要望の提出

農林振興センター所長等（事業実施主体が、県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあつては、事業実施主体の長。それ以外の場合は、農林振興センター所長。）は、別表に基づき事業実施計画ごとのポイントを算出し、様式第1号に様式第2号別添1を添付して生産振興課長に提出するものとする。

2 予算の配分

- (1) 生産振興課長は、別表に基づき、1により提出のあった事業実施計画を確認のうえ予算を配分し、その結果を通知するものとする。
- (2) 3により申請のあった事業実施計画が1により提出のあった要望の内容と一

致しない場合、生産振興課長は（１）による予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 実施計画の承認

（１）事業実施主体は、様式第２号により事業実施計画書を作成し、市町村長を経由して農林振興センター所長に提出するものとする。

ただし、やむを得ない場合は、市町村長から意見を聴取し、その結果（様式第４号）を添えることで代えられるものとする。

（２）本事業は、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない場合と判断される場合は、市町村長を経由せずに農林振興センター所長等（事業実施主体が、県域を対象とする等広域的な取組を行う場合は、知事。それ以外の場合は、農林振興センター所長。以下同じ。）に提出することができるものとする。

ただし、やむを得ない場合とは以下に限る。

ア 県域を対象とする等広域的な取組を行う場合

イ 市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合等知事が特に必要と認める場合

（３）市町村長は、（１）に基づき事業実施計画書の提出があった場合、事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは様式第３号により農林振興センター所長に提出するものとする。

また、（１）のただし書きにより事業実施主体から意見を求められた場合、内容が適切であると認められるときは様式第４号により事業実施主体へ回答するものとする。

（４）農林振興センター所長等は、申請のあった事業実施計画書の内容が別表の採択要件を満たすと認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

4 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、３に準じて農林振興センター所長等の承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業実施主体の変更

（３）事業費の３０％を超える増減

（４）目標の変更

5 事業の着手

事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第5号の交付決定前着手（着工）届を3に準じて農林振興センター所長等に提出するものとする。

第5 助成

- 1 農林振興センター所長等は、予算の範囲内において別表に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表に定める補助率の範囲内において補助をするものとする。
- 2 県からの補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第6 事業報告

1 実施状況報告等

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第6号により、翌年度の5月末日までに第4の3に準じて農林振興センター所長等に提出するものとする。

2 事業の遂行状況の報告

農林振興センター所長等は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。